

## 天理市告示第60号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の3の規定が適用される世帯の令和6年度天理市国民健康保険料の額について、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

天理市長 並 河 健

### 記

#### 1 基礎賦課額

- (1) 天理市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条の3第1項の規定により決定した額 13,800円
- (2) 条例第19条の3第4項の規定により決定した額
- |          |         |
|----------|---------|
| ア 7割軽減世帯 | 4,140円  |
| イ 5割軽減世帯 | 6,900円  |
| ウ 2割軽減世帯 | 11,040円 |

#### 2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 条例第19条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により決定した額 5,750円
- (2) 条例第19条の3第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により決定した額
- |          |        |
|----------|--------|
| ア 7割軽減世帯 | 1,725円 |
| イ 5割軽減世帯 | 2,875円 |
| ウ 2割軽減世帯 | 4,600円 |